

長野広域連合B焼却施設建設事業に係る  
環境影響評価事後調査

報 告 書

令和5年6月

長野広域連合

# 目 次

1. 対象事業の概要 .....	1
1-1. 事業の名称 .....	1
1-2. 事業者の名称及び住所 .....	1
1-3. 報告対象期間 .....	1
1-4. 対象事業実施範囲 .....	1
1-5. 対象事業の種類 .....	1
1-6. 事後調査の実施状況 .....	3
1-7. 施設の稼働状況及び保全対策の実施状況 .....	4
2. 事後調査 .....	6
2-1. 景観 .....	6
3. 総合的所見 .....	35
3-1. 環境保全に関する目標の達成状況 .....	35
4. 環境保全のための措置の状況 .....	35
4-1. 供用開始後の環境保全措置に関する状況 .....	35
4-2. 環境影響評価準備書に対する知事の意見及び実施状況 .....	35

## 1. 対象事業の概要

### 1-1. 事業の名称

長野広域連合B焼却施設建設事業

### 1-2. 事業者の名称及び住所

長野広域連合 広域連合長 荻原 健司

長野県長野市松岡二丁目42番1号

### 1-3. 報告対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 1-4. 対象事業実施範囲

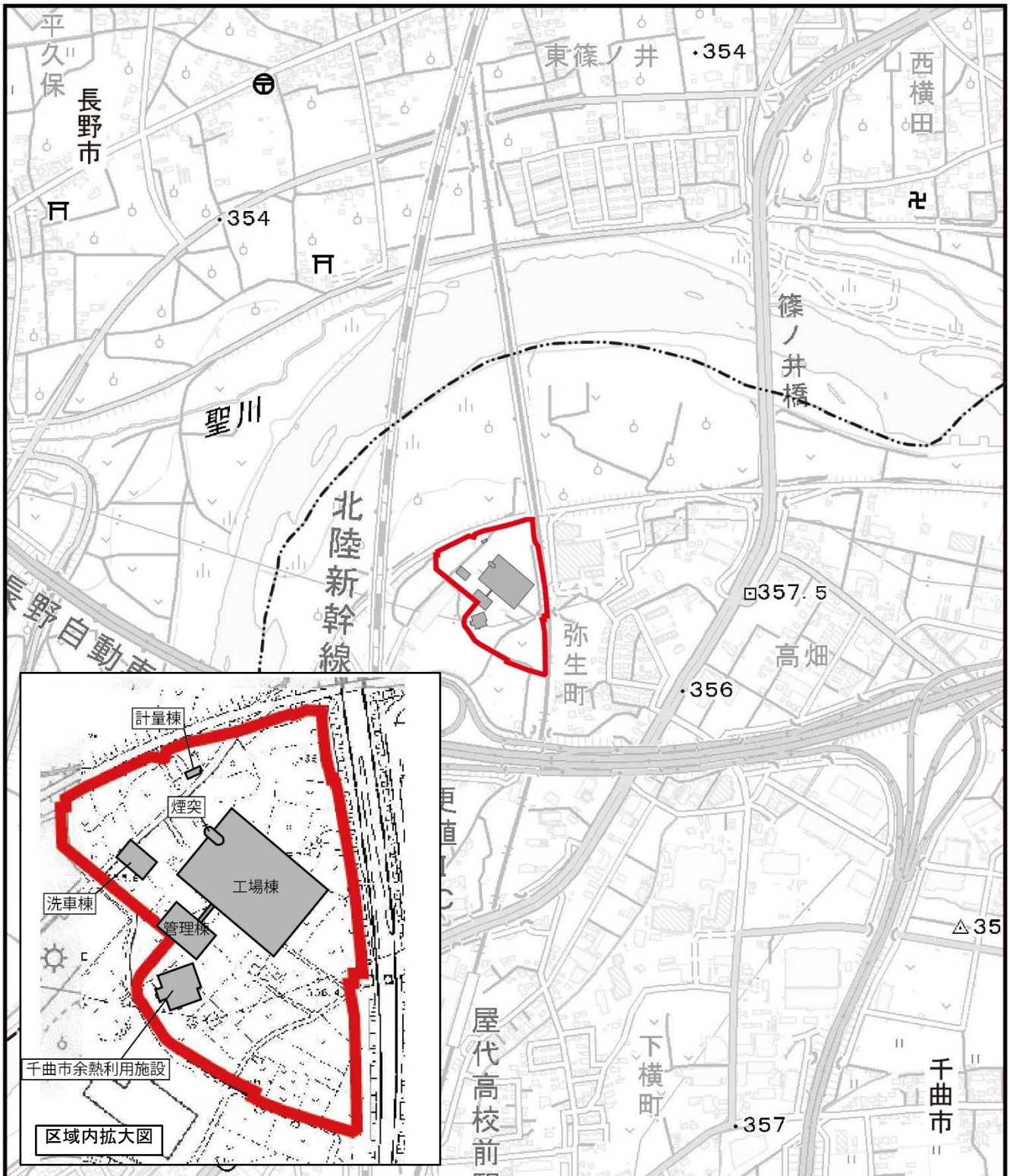
千曲市大字屋代字中島（図1-4-1参照）

### 1-5. 対象事業の種類

廃棄物処理施設の建設

ごみ焼却施設規模：ストーカ式焼却炉（100t/日）＋燃料式灰溶融炉（10t/日）

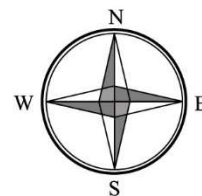
稼働開始：令和4年6月



凡例

- 対象事業実施区域
- 市境

図 1-4-1 対象事業実施範囲



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

## 1-6. 事後調査の実施状況

計画施設供用後の事後調査実施時期を表 1-6-1 に示す。

事後調査計画において、令和 4 年度は景観の事後調査を実施した。

大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水象の事後調査は、施設の稼働が通常の状態に達した時点で実施する予定であり、計画施設が令和 4 年 6 月に稼働を開始したことから、施設の稼働が通常の状態に達すると考えられる 1 年後の令和 5 年度中の実施を計画している。

なお、土壌汚染については施設稼働 5 年後の令和 9 年度に実施する予定である。

表 1-6-1 事後調査実施期間

項目	実施時期	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
大気質	春季		○				
	夏季		○				
	秋季		○				
	冬季		○				
騒音、振動	冬季		○				
低周波音	冬季		○				
悪臭	夏季		○				
	夏季		○				
	秋季		○				
	冬季		○				
水象	通年		○				
土壌汚染	—						○
景観	落葉期・繁茂期	●					

注 1) 太枠は本報告書に記載する内容を示している。

注 2) ●：実施済みの調査 ○：実施予定の調査

## 1-7. 施設の稼働状況及び保全対策の実施状況

### (1) 施設の稼働状況等

令和4年度の事後調査期間中の施設稼働状況を表1-7-1(1)、(2)に示す。また、施設全体配置図を図1-7-1に示す。

なお、施設の本格稼働は令和4年6月1日からであり、令和4年度の日数は304日である。

表1-7-1(1) 事後調査期間中の施設稼働状況（焼却炉）

項目	期 間	備考
2炉運転	令和4年 6月20日～7月16日 7月21日～8月22日 9月26日～10月15日 11月18日～令和5年1月2日 令和5年 1月18日～1月25日 2月28日～3月11日	146日間
1炉運転	令和4年 6月1日～6月19日 7月17日～7月20日 8月23日～8月26日 8月30日～9月25日 10月16日 10月29日～11月17日 令和5年 1月3日～1月17日 1月26日～2月27日 3月12日～3月31日	143日間
休止	令和4年 8月27日～8月29日 10月17日～10月28日	15日間

表1-7-1(2) 事後調査期間中の施設稼働状況（灰溶融炉）

項目	期 間	備考
運転	令和4年 6月22日～7月8日 8月6日～8月18日 8月28日～9月14日 11月23日～11月28日 11月29日～12月7日 12月24日～令和5年1月2日 令和5年 1月21日～1月25日 3月4日～3月11日	85日間



図 1-7-1 施設全体配置図

## (2) 環境保全実施状況

施設供用時における環境保全措置の実施状況は、「4. 環境保全のための措置の状況」表 4-1～表 4-3 (P36～P38) に示すとおりである。

## 2. 事後調査

### 2-1. 景観

#### (1) 調査目的及び調査内容

施設の存在による景観の変化を確認し、環境保全措置の検証を目的として実施した。

#### (2) 調査項目等

景観の事後調査内容は表 2-1-1 に示す通りである。

調査項目は、施設の稼働に伴う景観への影響とし、景観資源及び構成要素、主要な景観とした。調査頻度は、施設の稼働が通常の状態に達した時点の2回（繁茂期及び落葉期）に実施した。

調査地点は、表 2-1-2 及び図 2-1-1 に示す現地調査地点8地点とした。

なお、景観への影響は、外壁に汚れがなく樹木が伸長していない建設直後が最も大きくなると考えられるため、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭及び水象に先行して、供用開始と同じ年度に調査を実施した。

表 2-1-1 景観の事後調査内容（存在・供用による影響（施設の稼働））

調査項目	調査時期	調査方法	調査地点
景観資源・構成要素	施設の稼働が通常の状態に達した 時点の2回（繁茂期及び落葉期）	写真撮影	8地点 (現地調査地点)
主要な景観			

表 2-1-2 景観の事後調査地点（存在・供用による影響（施設の稼働））

調査地点	調査地点位置
No. 1	千曲川サイクリングロード（北側）
No. 2	千曲川サイクリングロード（西側）
No. 3	西横田運動場
No. 4	篠ノ井橋
No. 5	国道 18 号沿線
No. 6	更埴 I C
No. 7	屋代高校前駅
No. 8	姥捨の棚田

注) No. 8 姥捨の棚田は事後調査計画には位置付けていないが、環境影響評価で予測を行っているため、調査を実施した。

#### (3) 調査の実施状況

景観の調査期間は表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-3 施設の稼働状況

調査対象		調査期間
景観資源・構成要素 主要な景観	繁茂期	令和 4年 8月11日
	落葉期	令和 4年12月17日

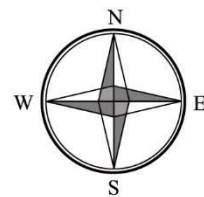




図 2-1-1 景観事後調査地点  
(存在・供用による影響 (施設の稼働))

凡 例

- 対象事業実施区域
- 調査地点
- 市境



Scale 1/25,000  
0 500 1,000 1,500m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

#### (4) 調査結果

景観資源・景観構成要素については、表 2-1-4 及び写真 2-1-1(1)、(2)に示すとおりである。

表 2-1-4 主要な景観の状況（存在・供用による影響）

調査地点	対象事業実施区域からの距離	主要な景観の状況
No. 1 千曲川サイクリングロード (北側)	約600m	対象事業実施区域の北側に位置する千曲川サイクリングロードであり、不特定多数の住民が利用する地点である。 千曲川、河畔林及び農地の先に対象施設が視認できる。煙突は背後の有明山の山頂付近に位置し、稜線を超えている。 繁茂期には千曲川堤外部の樹木により、対象施設の建屋の概ね1/3程度が隠れるが、落葉期には計画施設の北面、西面部分のほとんどが視認できる。
No. 2 千曲川サイクリングロード (西側)	約800m	対象事業実施区域の西側に位置する千曲川サイクリングロードであり、不特定多数の住民が利用する地点である。 千曲川の河畔林及び農地の先に対象施設が視認できる。煙突は背後の有明山の稜線をわずかに超えるが、背後の山のスカイラインを超えていない。 繁茂期には千曲川堤外部の樹木により、対象施設の下部が部分的に隠れるが、落葉期には対象施設の西面のほとんどが視認できる。
No. 3 西横田運動場	約1,050m	対象事業実施区域の北東側に位置する千曲川サイクリングロード（西横田運動場）であり、不特定多数の住民が利用する地点である。 グラウンド、千曲川の河畔林及び農地の先に対象施設が視認できる。煙突は背後山の稜線を超えていない。 繁茂期と落葉期で見え方に大きな差はない。
No. 4 篠ノ井橋	約600m	対象事業実施区域の北東に位置する篠ノ井橋であり、不特定多数の歩行者、自動車等が通行する地点である。 千曲川河川敷の農地、河畔林及び住宅地の先に対象施設が視認できる。煙突は背後の山の稜線を超えている。 繁茂期と落葉期で見え方に大きな差はない。
No. 5 国道18号沿線	約400m	国道18号沿線の歩道であり、対象事業実施区域からは東側に位置する地点である。 国道及び住宅地の先に対象施設が視認できる。煙突は周囲の送電線の高さよりも低い。 繁茂期と落葉期で見え方に大きな差はない。
No. 6 更埴 I C	約150m	対象事業実施区域の南西側に位置する長野自動車道沿いの土手であり、不特定多数の自動車が通行する地点である。 手前に陸運業者の事業所があり、その背後に対象施設が視認できる。環境影響評価の現地調査後に増築された事業所の建屋に対象施設の建屋の大部分が遮られており、建屋の上に煙突が視認できる。 繁茂期と落葉期で見え方に大きな差はない。
No. 7 屋代高校前駅	約800m	対象事業実施区域の南側に位置するしなの鉄道の屋代高校前駅の高架橋であり、多くの学生及び住民等が利用する地点である。 線路敷、事業所及び商店等の先に対象施設の建屋の上部及び煙突が視認できる。煙突は背後の山の稜線をわずかに超えている。 繁茂期と落葉期で見え方に大きな差はない。
No. 8 姨捨の棚田	約7,000m	対象事業実施区域の南西側に位置する棚田であり、国の重要な文化的景観に選定されていて、観光客も多く訪れる地点である。 棚田の先に長野盆地が広く眺望でき、遠景となる市街地の中に対象施設の煙突が小さく視認できる。 繁茂期と落葉期で見え方に大きな差はない。



調査地点	繁茂期	落葉期
No.1 千曲川サイクリングロード (北側)		
No.2 千曲川サイクリングロード (西側)		
No.3 西横田運動場		
No.4 篠ノ井橋		

写真 2-1-1(1) 景観の状況 (施設供用後) (1/2)



調査地点	繁茂期	落葉期
No.5 国道18号沿線		
No.6 更埴IC		
No.7 屋代高校前駅		
No.8 姨捨の棚田	<p style="text-align: center;">対象施設 ↓</p>	<p style="text-align: center;">対象施設 ↓</p>

写真 2-1-1 (2) 景観の状況 (施設供用後) (2/2)

(5) 環境影響評価の予測条件との比較

1) 環境保全措置の実施状況

景観に関する環境保全措置の実施状況は表 2-1-5 に示すとおりである。

工場棟、管理棟及び体験学習棟（千曲市余熱利用施設）に行った壁面緑化の状況を図 2-1-2 及び写真 2-1-2(1)～(3)に示した。敷地内外からの近景域において、人工物の印象を和らげている。

表 2-1-5 景観に関する環境保全措置の実施状況（存在・供用による影響（施設の稼働））

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類	実施状況
施設の外壁等の色彩及び形状への配慮	施設の外壁等については、周辺からの眺望を考慮しながら、地域において違和感のない色（淡色系）及び形状を選択する。	最小化	外壁は、起伏のある形状とし、地域において違和感のない淡色系の色で塗分けることで壁面を分割して印象を和らげた。
屋上緑化・壁面緑化への配慮	施設設計の段階で総合的に判断し、景観との調和を図る。	最小化	工場棟、管理棟及び体験学習棟（千曲市余熱利用施設）に壁面緑化を行った。

【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化：実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正：影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。



図 2-1-2 壁面緑化の施工位置





工場棟壁面緑化 全体



工場棟壁面緑化 緑化部分北側



工場棟壁面緑化 緑化部分南側

写真 2-1-2(1) 壁面緑化の状況（工場棟）



管理棟壁面緑化 南西側より



管理棟壁面緑化 西側より



管理棟壁面緑化 北西側より

写真 2-1-2(2) 壁面緑化の状況（管理棟）





体験学習棟壁面緑化 西側より



体験学習棟壁面緑化 北西側より

写真 2-1-2(3) 壁面緑化の状況（体験学習棟）



## 2) 環境影響評価の予測結果との比較

環境影響評価の予測結果と事後調査結果との比較は、図 2-1-3、表 2-1-6(1)、(2)及び写真 2-1-3(1)、(2)～写真 2-1-10(1)、(2)に示すとおりである。

環境影響評価では、環境保全措置として、「施設の外壁等の色彩及び形状への配慮」、「屋上緑化・壁面緑化への配慮」を実施することにより、景観に係る環境影響ができる限り緩和され、景観への配慮が適正になされると予測した。

事後調査の結果、施設建屋が予測条件よりも低く抑えられ、また起伏を設けて淡色で色分けすることによって壁面を分割して印象を和らげているため、予測結果（フォトモンタージュ）と比較して違和感が少なくなっている。

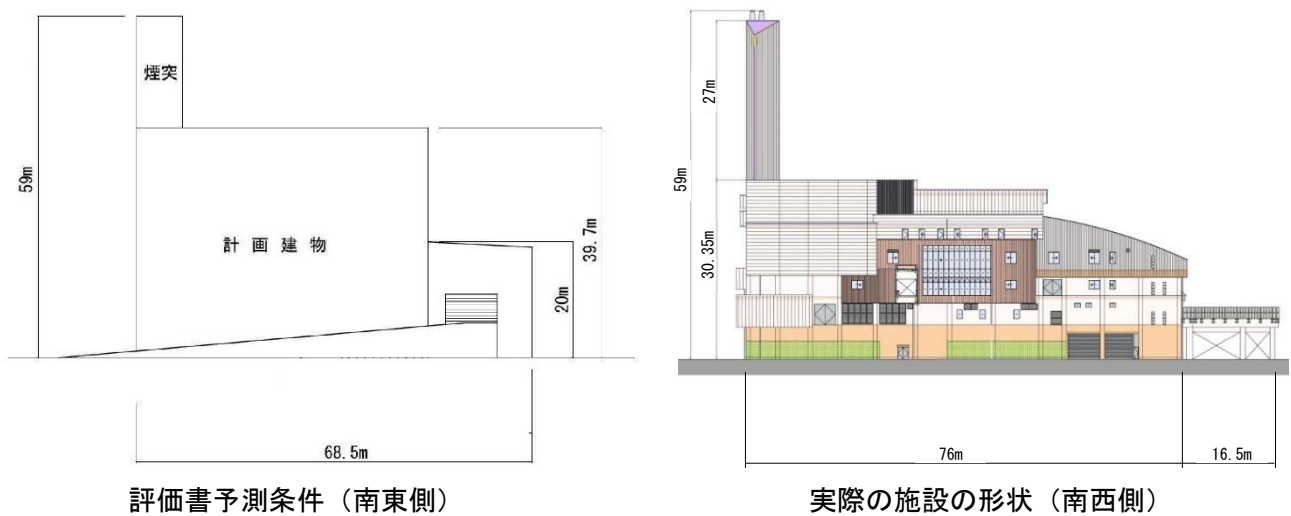


図 2-1-3 立面図

表 2-1-6(1) 予測結果と事後調査結果の比較（存在・供用による影響（施設の稼働））

調査地点	対象事業実施区域からの距離	結果写真	予測結果	事後調査結果
No.1 千曲川サイクリングロード（北側）	約 600m	写真 2-1-2(1) 2-1-2(2)	<p>【繁茂期】</p> <p>千曲川堤外部の草木が生い茂り、計画施設の一部は隠れるが、落葉期と同様に計画施設の北面及び西面部分のほとんどが視認できる状況に大きな差はないため、現況の景観を変化させると予測した。</p> <p>【落葉期】</p> <p>計画施設の北面、西面部分のほとんどが視認できる。千曲川河川敷の奥に人工物が出現することで、現況の景観を変化させると予測した。</p>	<p>【繁茂期】</p> <p>千曲川堤外部の樹木により、対象施設の建屋の概ね 1/3 程度が隠れていた。</p> <p>【落葉期】</p> <p>千曲川堤外部の樹木が落葉し、計画施設の北面、西面部分のほとんどが視認できた。</p> <p>予測結果と比較して、建屋の高さが抑えられ、壁面が色分けされていることにより建物の印象が緩和され、景観への影響は小さくなっている。</p>
No.2 千曲川サイクリングロード（西側）	約 800m	写真 2-1-3(1) 2-1-3(2)	<p>【繁茂期】</p> <p>千曲川堤外部の草木が生い茂り、計画施設の一部は隠れるが、落葉期と同様に計画施設の南面及び西面のほとんどが視認できる状況に大きな差はないため、現況の景観を変化させると予測した。</p> <p>【落葉期】</p> <p>北陸新幹線（長野新幹線）の鉄橋奥に計画施設の南面及び西面部分のほとんどが視認できる。千曲川河川敷を挟んで人工物が出現することで、現況の景観を変化させると予測した。</p>	<p>【繁茂期】</p> <p>北陸新幹線（長野新幹線）の鉄橋奥に対象施設の西面が視認できる。千曲川堤外部の樹木により、対象施設の下部が部分的に隠れていた。</p> <p>【落葉期】</p> <p>千曲川堤外部の樹木が落葉し、対象施設の西面のほとんどが視認できた。</p> <p>予測結果と比較して、建屋の高さが抑えられていることにより、視認できる面積が減っており、景観への影響は小さくなっている。</p>
No.3 西横田運動場	約 1,050m	写真 2-1-4(1) 2-1-4(2)	<p>【繁茂期】</p> <p>千曲川堤外部の草木が生い茂るが、落葉期と同様に計画施設の出現による視野領域にほとんど変化はなく、現況の景観を大きく変化することはないものと予測した。</p> <p>【落葉期】</p> <p>既存の千曲衛生センター奥に計画施設の一部と煙突が視認できる。この地点は、視野領域にほとんど変化はなく、現況の景観を大きく変化することはないものと予測した。</p>	<p>【繁茂期】</p> <p>既存の千曲衛生センター奥に計画施設の一部と煙突が視認できる。壁面の概ね 2/3 が千曲衛生センターに隠れていた。</p> <p>【落葉期】</p> <p>繁茂期と同様であった。</p> <p>予測結果と比較して、建屋の高さが抑えられていることにより、視認できる面積が減っており、景観への影響は小さくなっている。</p>
No.4 篠ノ井橋	約 600m	写真 2-1-5(1) 2-1-5(2)	<p>【繁茂期】</p> <p>千曲川堤外部の草木が生い茂るが、落葉期と同様に視野領域にほとんど変化はなく、現況の景観を大きく変化することはないものと予測した。</p> <p>【落葉期】</p> <p>既存の千曲衛生センターの南側に、計画施設の北面及び西面部分と煙突が視認できる。この地点では、計画施設と既存の千曲衛生センターが一体となり、視野領域にほとんど変化はなく、現況の景観を大きく変化することはないものと予測した。</p>	<p>【繁茂期】</p> <p>既存の千曲衛生センターの南側に、計画施設の北面及び西面部分と煙突が視認できた。</p> <p>【落葉期】</p> <p>繁茂期と同様であった。</p> <p>予測結果と比較して、建屋の高さが抑えられ、壁面が色分けされていることにより建物の印象が緩和され、景観への影響は小さくなっている。</p>

表 2-1-6(2) 予測結果と事後調査結果の比較（存在・供用による影響（施設の稼働））

調査地点	対象事業実施区域からの距離	結果写真	予測結果	事後調査結果
No.5 国道18号沿線	約 400m	写真 2-1-6(1) 2-1-6(2)	<p>【繁茂期】 人工的な景観要素が大部分を占めるため、落葉期と同様に都市型景観が大きく変化することはないと予測した。</p> <p>【落葉期】 住宅地の上部に計画施設の北面及び東面部分と煙突が視認できる。この地点は、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することはないと予測した。</p>	<p>【繁茂期】 住宅地の上部に計画施設の北面及び東面部分と煙突が視認できた。壁面は概ね上部 3/4 が住宅に隠れていた。</p> <p>【落葉期】 繁茂期と同様であった。</p> <p>予測結果と比較して、建屋の高さが抑えられていることにより、視認できる面積が減っており、景観への影響は小さくなっている。</p>
No.6 更埴 IC	約 150m	写真 2-1-7(1) 2-1-7(2)	<p>【繁茂期】 付近の農地に草木が生い茂るが、本事業の実施による建物が広く視認できることに変化がなく、現況の景観を変化させると予測した。</p> <p>【落葉期】 計画施設の南面、西面部分と煙突が視認できる。本事業の実施による建物が広く視認することができる地点である。計画施設が出現することで、現況の景観を変化させると予測した。</p>	<p>【繁茂期】 手前の事業所建屋により、対象施設の建屋の大部分が遮られており、建屋の上に煙突が視認できた。</p> <p>【落葉期】 繁茂期と同様であった。</p> <p>予測結果と比較して、建屋の高さが抑えられていることと、手前に事業所建屋が出現したことにより、建屋のほとんどが視認できなくなっており、景観への影響は小さくなっている。</p>
No.7 屋代高校前駅	約 800m	写真 2-1-8(1) 2-1-8(2)	<p>【繁茂期】 この地点は人工的な景観要素が大部分を占めているため、落葉期と同様に都市型景観が大きく変化することはないと予測した。</p> <p>【落葉期】 計画施設の南面、東面部分と煙突が視認できる。この地点は、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することはないと予測した。</p>	<p>【繁茂期】 計画施設の南面、東面部分と煙突が視認できた。人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観は大きく変化していなかった。</p> <p>【落葉期】 繁茂期と同様であった。</p> <p>予測結果と比較して、建屋の高さが抑えられていることにより、視認できる面積が減っており、景観への影響は小さくなっている。</p>
No.8 姨捨の棚田	約 7,000m	写真 2-1-9(1) 2-1-9(2)	<p>【繁茂期】 付近の草木が生い茂るが、この地点からは、本事業の実施による施設を視認することはできないため、落葉期と同様に現況の景観が変化することもないと予測した。</p> <p>【落葉期】 この地点からは、本事業の実施による施設を視認することはできないため、現況の景観が変化することはないと予測した。</p>	<p>【繁茂期】 棚田の先に長野盆地が広く眺望でき、遠景となる市街地の中に対象施設の煙突が小さく視認できた。</p> <p>【落葉期】 繁茂期と同様であった。</p> <p>遠景で市街地の中に小さく視認できるだけであり、景観の変化はわずかであった。</p>



評価書現地調査（繁茂期）



評価書予測結果（供用時）（繁茂期）



事後調査（繁茂期）

写真 2-1-3(1) No.1 千曲川サイクリングロード(北側)からの眺望状況の変化





評価書現地調査（落葉期）



評価書予測結果（供用時）（落葉期）



事後調査（落葉期）

写真 2-1-3(2) No.1 千曲川サイクリングロード(北側)からの眺望状況の変化



評価書現地調査（繁茂期）



評価書予測結果（供用時）（繁茂期）



事後調査（繁茂期）

写真 2-1-4(1) No.2 千曲川サイクリングロード(西側)からの眺望状況の変化





評価書現地調査（落葉期）



評価書予測結果（供用時）（落葉期）



事後調査（落葉期）

写真 2-1-4(2) No.2 千曲川サイクリングロード(西側)からの眺望状況の変化



評価書現地調査（繁茂期）



評価書予測結果（供用時）（繁茂期）



事後調査（繁茂期）

写真 2-1-5(1) No.3 西横田運動場からの眺望状況の変化





評価書現地調査（落葉期）



評価書予測結果（供用時）（落葉期）



事後調査（落葉期）

写真 2-1-5(2) No.3 西横田運動場からの眺望状況の変化



評価書現地調査（繁茂期）



評価書予測結果（供用時）（繁茂期）



事後調査（繁茂期）

写真 2-1-6(1) No.4 篠ノ井橋からの眺望状況の変化





評価書現地調査（落葉期）



評価書予測結果（供用時）（落葉期）



事後調査（落葉期）

写真 2-1-6(2) No.4 篠ノ井橋からの眺望状況の変化



評価書現地調査（繁茂期）



評価書予測結果（供用時）（繁茂期）



事後調査（繁茂期）

写真 2-1-7(1) No.5 国道 18 号沿線からの眺望状況の変化





評価書現地調査（落葉期）



評価書予測結果（供用時）（落葉期）



事後調査（落葉期）

写真 2-1-7(2) No.5 国道 18 号沿線からの眺望状況の変化



評価書現地調査（繁茂期）



評価書予測結果（供用時）（繁茂期）



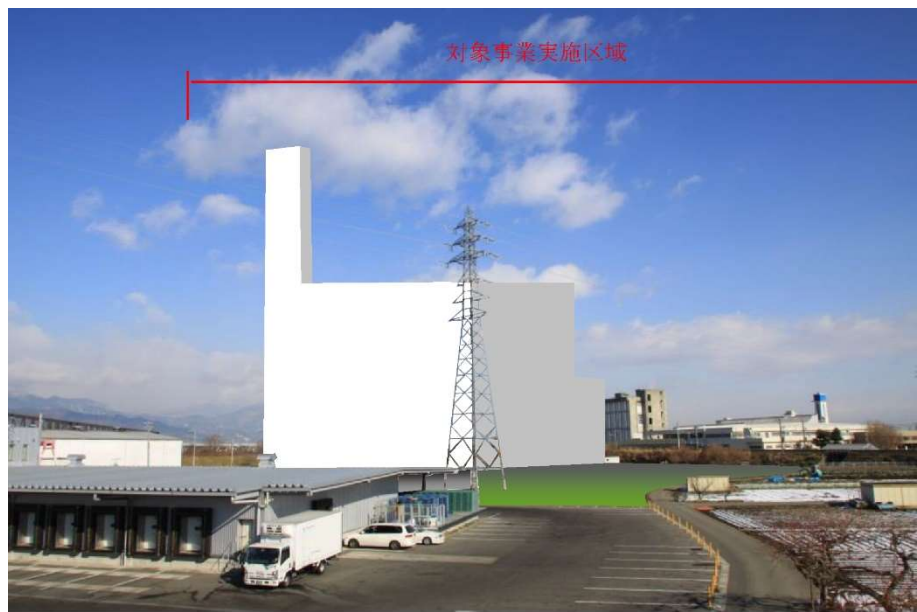
事後調査（繁茂期）

写真 2-1-8(1) No.6 更埴 I Cからの眺望状況の変化





評価書現地調査（落葉期）



評価書予測結果（供用時）（落葉期）



事後調査（落葉期）

写真 2-1-8(2) No.6 更埴 I Cからの眺望状況の変化



評価書現地調査（繁茂期）



評価書予測結果（供用時）（繁茂期）



事後調査（繁茂期）

写真 2-1-9(1) No.7 屋代高校前駅からの眺望状況の変化





評価書現地調査（落葉期）



評価書予測結果（落葉時）（繁茂期）



事後調査（落葉期）

写真 2-1-9(2) No.7 屋代高校前駅からの眺望状況の変化



評価書現地調査（繁茂期）



評価書予測結果（供用時）（繁茂期）



事後調査（繁茂期）

写真 2-1-10(1) No.8 姨捨の棚田からの眺望状況の変化





評価書現地調査（落葉期）



評価書予測結果（供用時）（落葉期）



事後調査（落葉期）

写真 2-1-10(2) No.8 姨捨の棚田からの眺望状況の変化

### 3) 環境保全に関する目標との比較

環境保全に関する目標と現況の比較は、表 2-1-7 に示すとおりである。

事後調査の結果、施設色彩等への配慮等の実施等の環境保全対策を講じることで予測結果（フォトモンタージュ）よりも景観上の違和感が少なくなっており、環境保全目標を満足していると判断できる。

表 2-1-7 景観の環境保全に関する目標との比較（存在・供用による影響（施設の稼働））

項目	環境保全に関する目標	現況
景観	周辺の建築物・工作物の形態との調和に努めること。	目標を満足していた。
	地域の自然環境と調和した違和感のない景観とする。	

### (6) 環境保全措置の見直し及び予測評価

景観に係る事後調査の結果、環境保全のための目標を満足したため、環境保全措置の見直しは行わない。

### (7) 事後調査計画の見直し

予定した景観に係る事後調査は終了し、環境保全のための目標を満足したため、事後調査計画の見直しは行わない。

### 3. 総合的所見

#### 3-1. 環境保全に関する目標の達成状況

##### (1) 景観

対象事業実施区域周辺の建築物等の存在及び緑化による景観への影響について調査した。

施設色彩等への配慮等の実施により、周辺からの見え方は違和感の少ないものとなっており、環境保全目標を満足していると評価する。事後調査計画及び環境保全措置の見直しは行わない。

### 4. 環境保全のための措置の状況

#### 4-1. 供用開始後の環境保全措置に関する状況

供用開始後の環境保全措置の実施状況は、表 4-1～表 4-3 に示すとおりである。

#### 4-2. 環境影響評価準備書に対する知事の意見及び実施状況

環境影響評価準備書に対する知事の意見及び実施状況は、表 4-4 に示すとおりである。

表4-1 長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価事後調査（存在・供用時）\_環境保全措置状況（1/3）

対象	内容	作業位置	環境保全措置	環境保全措置		
				種類	実施内容	実施状況
1. 大気質	(1) 廃棄物搬出入車両等の走行による影響	廃棄物搬出入車両等走行ルート	住宅地を避けたルートの設定	回避	廃棄物搬出入車両等の走行ルートの設定にあたっては、住宅地への影響を及ぼさないように、対象事業実施区域周辺の住宅地を避けたルートを設定する。	廃棄物搬出入車両等の走行ルートの設定にあたっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、対象事業実施区域の住宅地内道路、また、生活道路でもある隣接する堤防道路の通行をそれぞれ禁止しています。
			搬入時間の分散	低減	廃棄物搬出入車両等が集中しないよう搬入日や時間の分散化を図る。	廃棄物搬出入車両等が集中しないよう搬入日や時間を設定し、分散化を図っています。
			交通規制の遵守の要請	低減	廃棄物搬出入車両等の走行は、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう、収集を行う市町村等に対し要請する。	廃棄物搬出入車両等の走行は、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう、収集を行う市町村等に対し要請しています。
		対象事業実施区域	暖機運転(アイドリング)の低減の要請	低減	廃棄物搬出入車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、収集を行う市町村等に要請する。	廃棄物搬出入車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、収集を行う市町村等に要請しています。
			廃棄物等の熔融固化	低減	廃棄物等については、一部について熔融固化を行い飛散しにくいスラグとする。	廃棄物等については、一部について熔融固化を行い飛散しにくいスラグとしています。
	(2) 焼却施設の稼働に伴う排出ガスによる影響	対象事業実施区域	コンテナ車等の使用による搬出時の廃棄物処理物の飛散防止	回避	廃棄物処理物を搬出する際は、飛散させないようコンテナ車または天蓋付き車両により行う。	廃棄物処理物を搬出する際は、飛散させないようコンテナ車または天蓋付き車両によりおこなっています。
			排ガス濃度の低減(計画値の設定)	最小化	法規制値より厳しい計画値の設定。	排ガス濃度は法規制値よりも厳しい計画値を設定しています。
			大気汚染物質の連続測定	低減	排出ガス濃度が適正状態であることを連続測定により監視する。	排ガス連続測定器を設置し、排ガス濃度が適正状態であることを常に監視しています。
			適正な排ガス処理の実施	低減	排ガス処理設備について定期的に点検し、適正な排ガス処理を実施する。	適正な排ガス処理が実施できるよう、排ガス処理設備について定期的な点検を行っています。
			適正な運転管理の実施	低減	設備の定期点検を行い、適正な運転管理を行う。	設備の整備計画を作成し、定期的な点検を行うことにより、適正な運転管理を実施しています。
ごみの分別に伴う焼却ごみの減量化対策	低減	焼却するごみそのものを減量化することにより、大気質への影響を軽減する。	ごみの減量化について広報などを通じた市民への呼びかけを行うことにより、大気質への影響の軽減に努めています。			
	平滑化した運転の励行	低減	ごみ焼却を安定運転するために、平滑化した運転を励行する。	ごみピット内をクレーンで十分に攪拌してごみ質の均質化を図ることにより、安定したごみの焼却を実施しています。		
2. 騒音	(1) 廃棄物搬出入車両等の走行による影響	廃棄物搬出入車両等走行ルート	住宅地を避けたルートの設定	回避	新たに収集地域として加わる地域からの廃棄物搬出入車両等の走行ルートの設定にあたっては、住宅地への影響を及ぼさないように、対象事業実施区域周辺の住宅地を避けたルートを設定する。	廃棄物搬出入車両等の走行ルートの設定にあたっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、対象事業実施区域の住宅地内道路、また、生活道路でもある隣接する堤防道路の通行をそれぞれ禁止しています。
			搬入時間の分散	低減	廃棄物搬出入車両等が集中しないよう搬入日や時間の分散化を図る。	廃棄物搬出入車両等が集中しないよう搬入日や時間を設定し、分散化を図っています。
			交通規制の遵守の要請	低減	廃棄物搬出入車両等は、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう、収集を行う市町村等に要請する。	廃棄物搬出入車両等の走行は、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう、収集を行う市町村等に対し要請しています。
	(2) 施設の稼働による影響	対象事業実施区域	騒音レベルの低減(計画値の設定)	最小化	法規制値より厳しい計画値の設定。	騒音規制法に基づく規制基準が適用されない地域ですが、「第2種区域」の法規制値を計画値として設定しています。
			騒音発生機器の適切な防音措置	最小化	騒音発生機器は吸音材等で覆うなどの適切な防音措置を講じる。	空気圧縮機は周囲を防水壁に囲まれている1Fに配置し、ブロワや送風機の周辺壁面は吸音材で覆う対策をとっています。
			騒音発生の大きい機器の屋内への設置	最小化	騒音発生の大きいタービン・発電機、空気圧縮機は室内に設置することにより外部への騒音の伝搬を低減する。	タービン・発電機、空気圧縮機は室内に設置し、外部への騒音の伝搬を低減しました。
			作業時間の厳守	低減	破碎等の騒音発生が大きい作業は日中に行い、早朝、夜間、休日には実施しない。	破碎作業は日中に限定して行っています。
			機器類の定期的な管理	低減	定期的に機械及び施設装置の点検を行い、異常の確認された機器類はすみやかに修理、交換し、機器の異常による大きな騒音の発生を未然に防ぐ。	機械及び施設装置の点検整備計画を作成して定期的な点検を実施することにより、異常の早期発見と整備を実施し、大きな騒音発生の未然防止に努めています。
			吸音材の設置	最小化	騒音が基準を超える場合は、内壁及び天井に吸音材を設置する。	測定の結果、騒音は敷地境界の基準を超えないことが確認されています。
			防音壁の設置	最小化	騒音が基準を超える場合は、敷地境界に沿って高さ3～4mの防音壁を設置する。	
3. 振動	(1) 廃棄物搬出入車両等の走行による影響	廃棄物搬出入車両等走行ルート	住宅地を避けたルートの設定	回避	新たに収集地域として加わる地域からの廃棄物搬出入車両等の走行ルートの設定にあたっては、住宅地への影響を及ぼさないように、対象事業実施区域周辺の住宅地を避けたルートを設定する。	廃棄物搬出入車両等の走行ルートの設定にあたっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、対象事業実施区域の住宅地内道路、また、生活道路でもある隣接する堤防道路の通行をそれぞれ禁止しています。
			交通規制の遵守の要請	低減	廃棄物搬入は、速度や積載量等の交通規制を遵守する。	廃棄物搬出入車両等の走行は、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう、収集を行う市町村等に対し要請しています。
	(2) 施設の稼働による影響	対象事業実施区域	振動レベルの低減(計画値の設定)	最小化	法規制値より厳しい計画値の設定。	振動規制法に基づく規制基準が適用されない地域ですが、「第1種区域」の法規制値を計画値として設定しています。
			振動発生機器の適切な防振措置	最小化	振動発生機器に対しては、防振ゴム設置等の振動防止対策を実施する。	タービン・発電機は独立基礎、容量の大きい送風機(誘引通風機、押込送風機)等の振動発生機器に対して防振ゴムを設置する振動防止対策を実施しています。
4. 低周波音	(1) 施設の稼働による影響	対象事業実施区域	機器類の定期的な管理	低減	定期的に機械及び施設装置の点検を行い、異常の確認された機器類はすみやかに修理、交換し、機器の異常による大きな振動の発生を未然に防ぐ。	機械及び施設装置の点検整備計画を作成して定期的な点検を実施することにより、異常の早期発見と整備を実施し、大きな振動発生の未然防止に努めています。
			低周波音発生機器の屋内への設置	最小化	タービン・発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は室内に設置することにより外部への低周波音の伝搬を低減する。	タービン・発電機、空気圧縮機を室内に設置室内に設置することにより、外部への低周波音の伝搬を低減しています。
			低周波音発生機器の防振対策	最小化	タービン・発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器については、防振ゴムの設置等の防振対策を行う。	タービン・発電機は独立基礎、誘引通風機、押込送風機等には防振ゴムを設置し、防振対策を実施しています。
			機器類の定期的な管理	低減	定期的に機械及び施設装置の点検を行い、異常の確認された機器類はすみやかに修理、交換し、機器の異常による大きな低周波音の発生を未然に防ぐ。	機械及び施設装置の点検整備計画を作成して定期的な点検を実施することにより、異常の早期発見と整備を実施し、大きな低周波音発生の未然防止に努めています。

【環境保全措置の種類】  
 回避: 全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。  
 最小化: 実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。  
 修正: 影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。  
 低減: 継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。  
 代償: 代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

表4-2 長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価事後調査（存在・供用時）\_環境保全措置状況（2/3）

対象	内容	作業位置	環境保全措置	環境保全措置		
				種類	実施内容	実施状況
5. 悪臭	(1) 廃棄物搬入車両からの臭気漏洩の影響	廃棄物搬入車両走行ルート	住宅地を避けたルートの設定	回避	新たに収集地域として加わる地域からの廃棄物搬入車両の走行ルートの設定にあたっては、住宅地への影響を及ぼさないように、対象事業実施区域周辺の住宅地を避けたルートを設定する。	廃棄物搬入車両等の走行ルートの設定にあたっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、対象事業実施区域の住宅地内道路、また、生活道路でもある隣接する堤防道路の通行をそれぞれ禁止しています。
		対象事業実施区域	廃棄物搬入車両の洗車場の屋内設置と洗車の実施	最小化	臭いの元となる車体に付着したごみ等を洗車することで除去し、臭気の飛散を防止する洗車場については屋内に設置、自動扉等を設けることにより、臭気の漏洩を防止する。	洗車場を敷地内に設け、臭いの元となる車体に付着したごみ等を除去しています。洗車場の出入口には電動シャッター及び高速シートシャッターを設け二重化すること、負圧管理された換気設備を設けることで、臭気の漏洩を防止しています。
	(2) 煙突排ガス臭気による影響（焼却施設の稼働）	対象事業実施区域	排ガスからの臭気物質濃度の低減(計画値の設定)	最小化	法規制値より厳しい計画値の設定。	悪臭防止法に基づく規制基準が適用されない地域ですが、「第1地域」の法規制値を計画値として設定しています。
			適切な排ガス処理の実施	低減	排ガス処理設備について定期的に点検し、適正な排ガス処理を実施する。	機械及び施設装置の点検整備計画を作成して定期的な点検を実施することにより、異常の早期発見と整備を実施し、適正な排ガス処理に努めています。
	(3) 施設から漏洩する臭気による影響（焼却施設の稼働）	対象事業実施区域	ごみピット内空気を燃焼用空気に使用	最小化	臭気を含んでいるごみピット内の空気は燃焼用空気に使用し、臭気を高熱で分解する。	臭気を含んでいるごみピット内の空気は燃焼用空気に使用し、臭気を高熱で分解しています。
			搬入扉、エアカーテン等の設置	低減	ごみ収集車両の出入口には搬入扉、エアカーテン等を設け、工場内の臭気が外部へ漏洩することを防ぐ。	プラントホーム出入口には搬入扉、エアカーテン等を設け、工場内の臭気が外部へ漏洩することを防いでいます。
			全炉休止時に使用する脱臭装置の使用	低減	脱臭装置を設置し、全焼却炉が休止する時には工場内空気の換気、脱臭を行う。	脱臭装置を設置し、全焼却炉が休止する時には工場内空気の換気、脱臭を行っています。
			投入扉は投入時のみ開放	低減	ごみピットへのごみ投入口は投入時のみ開けて、それ以外は閉鎖し、投入口からの臭気の漏洩を防止する。	ごみ投入口は投入時のみ開けて、それ以外は閉鎖し、投入口からの臭気の漏洩を防止しています。
			ごみピット内を負圧に保持	低減	ごみピット内は常に負圧とし、臭気を含んでいるごみピット内の空気の外部への漏洩を防止する。	ごみピット内は常に負圧とし、臭気を含んでいるごみピット内の空気の外部への漏洩を防止しています。
			密閉性を高めた建物構造にする	低減	建屋は密閉性を高めた建物構造とし、臭気の漏洩を防止する。	防臭区画としてごみピット、プラントホームを区画し、臭気が漏洩しない対策を実施しています。
廃棄物搬入車両の洗車場の屋内設置と洗車の実施			最小化	臭いの元となる車体に付着したごみ等を洗車することで除去し、臭気の飛散を防止する洗車場については屋内に設置、自動扉等を設けることにより、臭気の漏洩を防止する。	洗車場を敷地内に設け、臭いの元となる車体に付着したごみ等を除去しています。洗車場の出入口には電動シャッター及び高速シートシャッターを設け二重化すること、負圧管理された換気設備を設けることで、臭気の漏洩を防止しています。	
場内道路の適宜洗浄	低減	臭いの元となる道路上のごみ等を洗浄除去し、これらが廃棄物搬入車両に付着して再度外部へ持ち出されることを防ぐ。	場内道路を定期的に確認しており、道路上にごみ等があれば除去し、必要に応じて洗浄しています。			
6. 水象	(1) 施設の稼働による影響	対象事業実施区域	影響を最小化できる揚水井戸位置の選定	最小化	対象事業実施区域の千曲川寄りを選定することで、堤内地側への影響を最小化する。	対象事業実施区域の千曲川寄りを選定することで、堤内地側への影響を最小化しています。
			安全揚水量の検討	低減	取水する帯水層における安全揚水量を確認する。	取水する帯水層における安全揚水量を机上計算で事前確認をおこない、施工時に段階揚水・連続揚水・水位回復試験を実施して安全揚水量を算出し、取水する帯水層における安全揚水量を再確認しました。また、上部の帯水層から下部の取水する帯水層への井戸貫通部の漏水を防ぐ為、周囲にシール材を充填しています。
			利用井戸における地下水位の監視	低減	対象事業実施区域周辺の水利施設における地下水位の監視を行い、影響が確認され、利用者が地下水の利用が困難になった場合においては、代替水源の確保を検討する。	対象事業実施区域周辺の水利施設における地下水位の監視を行っています。周辺地域への影響が確認され、利用者が地下水の利用が困難になった場合は、代替水源の確保を検討します。
7. 土壌汚染	(1) 焼却施設の稼働による影響	対象事業実施区域	排ガス濃度の低減(計画値の設定)	最小化	法規制値より厳しい計画値を設定した運転管理を徹底する。	排ガス濃度は法規制値よりも厳しい計画値を設定し、連続測定を実施することにより運転管理を徹底しています。
			排ガス濃度(ダイオキシン類)の管理	低減	ダイオキシン類はO <sub>2</sub> 、CO 濃度や各所炉内温度を連続測定し監視することにより、発生を抑制するよう管理する。	O <sub>2</sub> 、CO、炉内温度を連続測定で監視し、燃焼空気や投入ごみ量の調整、必要に応じて助燃バーナーの稼働等により安定燃焼させることによりダイオキシン類の発生を抑制するよう運転管理しています。
	(2) 廃棄物の排出・処理による影響	廃棄物搬入車両走行ルート	コンテナ車等の使用による搬出時の廃棄物処理物の飛散防止	回避	廃棄物処理物を搬出する際は、飛散させないようにコンテナ車または天蓋付き車両により行う。	廃棄物処理物を搬出する際は、飛散させないようにコンテナ車または天蓋付き車両によりおこなっています。
対象事業実施区域		屋根及び壁を設けた場所に保管	回避	保管方法は、屋根及び壁を設けた建屋とし、必要に応じて底面を不浸透性の材料とする。	搬出する副生成物は湿潤化し、搬出までの間コンクリートのピット(不浸透性)に保管することで、飛散や水の浸透を防止しています。	
	廃棄物処理物の管理基準の遵守	最小化	廃棄物処理法に定める管理基準を遵守することにより、土壌汚染を防止する。	廃棄物処理法に定める管理基準を遵守し、土壌汚染を防止に努めています。		
8. 地盤沈下	(1) 施設の稼働による影響	対象事業実施区域	流動化物(砂等の礫間充填物)を採取しない揚水方法の採用	低減	地下水の揚水中に地質中に含まれる砂礫や礫間充填物を汲み上げることにより、地盤沈下の可能性があるため、これらの流動化する砂礫等採取しない揚水方法を採用することにより、地盤沈下の可能性を低減する。	取水井戸にケーシング管、充填砂利、スクリーンを設置して井戸への砂礫等の侵入を防ぎ、また、スクリーンに十分な開口率を確保することで流速を低減、砂礫の掃流を抑制することで、地盤沈下の可能性を低減しています。
			安全揚水量の検討	低減	取水する帯水層における安全揚水量を確認する。	取水する帯水層における安全揚水量を机上計算で事前確認をおこない、施工時に段階揚水・連続揚水・水位回復試験を実施して安全揚水量を算出し、取水する帯水層における安全揚水量を再確認しました。また、上部の帯水層から下部の取水する帯水層への井戸貫通部の漏水を防ぐ為、周囲にシール材を充填しています。
9. 植物	(1) 緑化	対象事業実施区域	公共施設としてふさわしい規模の緑化	修正	建築面積を除いた敷地面積の20%の緑化を行う。	建築面積を除いた敷地面積の21.9%を緑地として確保しています。
			現存植生等を考慮した植栽及び緑化	修正	緑化に際しては基本的に対象地域の在来種(個体群)を選定し、周辺植生の構成等による植栽及び緑化を行う。	植栽及び緑化に用いた樹木は、地域の在来種を意識してオオヤマザクラ、エゴノキ、ヤマボウシ、ハウチワカエデ、ヤマアジサイ、ヤマブキ等を選定しました。
			屋上緑化・壁面緑化	代償	建築物においても、屋上緑化・壁面緑化などの新しい緑化手法も検討する。	工場棟外壁1階南面、管理棟1階南面(敷地境界沿)、体験学習棟南側に配した防音壁面に緑化を配し、人工的な色を低減、周辺環境との調和を図りました。
(2) 焼却施設の稼働による影響	対象事業実施区域	排ガス濃度の低減(計画値の設定)	最小化	法規制値より厳しい計画値の設定。	排ガス濃度は法規制値よりも厳しい計画値を設定しています。	

【環境保全措置の種類】  
 回避: 全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。  
 最小化: 実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。  
 修正: 影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。  
 低減: 継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。  
 代償: 代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。



表4-3 長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価事後調査（存在・供用時）\_環境保全措置状況（3/3）

対象	内容	作業位置	環境保全措置	環境保全措置		
				種類	実施内容	実施状況
10. 動物	(1) 緑化	対象事業実施区域	「植物」の存在・供用による影響(緑化)の環境保全措置を実施	—	「植物」の項目に準じる。	「植物」の項目に準じています。
	(2) 焼却施設の稼働による影響	対象事業実施区域	「大気質」、「騒音」、「振動」、「植物」の存在・供用による影響の環境保全措置を実施	—	「大気質」、「騒音」、「振動」、「植物」の項目に準じる。	「大気質」、「騒音」、「振動」、「植物」の項目に準じています。
11. 生態系	(1) 焼却施設の稼働等による影響	対象事業実施区域	「大気質」、「騒音」、「振動」、「植物」、「動物」の存在・供用による影響の環境保全措置を実施	—	「大気質」、「騒音」、「振動」、「植物」、「動物」の項目に準じる。	「大気質」、「騒音」、「振動」、「植物」、「動物」の項目に準じています。
12. 景観	(1) 建築物・工作物等の存在等による影響	対象事業実施区域	施設の外壁等の色彩及び形状への配慮	最小化	施設の外壁等については、周辺からの眺望を考慮しながら、地域において違和感のない色(淡色系)及び形状を選択する。	施設の外壁等については、周辺からの眺望を考慮し淡色系の色彩を念頭に、焼却施設の基壇部にはあんずの実(杏色)、上部にはあんずの花(薄紅色)の色を配置し、信州の山里のイメージを表現しました。 また、煙突は、千曲市の市花である節草(セツブソウ)をイメージしたアクセントを薄葡萄色・黄支子色で配置し、地域に根差した焼却施設の姿を表現しました。
			屋上緑化・壁面緑化への配慮	最小化	施設設計の段階で総合的に判断し、景観との調和を図る。	工場棟外壁1階南面、管理棟1階南面(敷地境界沿)、体験学習棟南側に配した防音壁面に緑化を配し、人工的な色を低減、周辺環境との調和を図りました。
13. ふれあい活動の場	(1) 焼却施設の稼働による影響	対象事業実施区域	「大気質」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「植物」、「動物」、「生態系」の存在・供用による影響の環境保全措置を実施	—	「大気質」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「植物」、「動物」、「生態系」の項目に準じる。	「大気質」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「植物」、「動物」、「生態系」の項目に準じています。
14. 廃棄物等	(1) 廃棄物の搬出・処理による影響	対象事業実施区域	ごみ減量化の広報・啓発	低減	広報、啓発による更なるごみの減量化のための活動を市町村レベルで行う。	ごみの減量化について広報などを通じた市民への呼びかけを行うことにより、大気質への影響の軽減に努めています。
			分別による資源の再利用	低減	市町村レベルで分別した金属くずは資源回収業者等への売却などにより再生利用(リサイクル)を行う。	各市町村で広報などを通じてごみの分別の徹底を呼びかけ、市町村レベルで分別した金属くずは資源回収業者へ売却するなど再利用(リサイクル)するよう周知しています。
			溶融スラグ等の資源利用	低減	溶融により生じる溶融スラグは、原則的に資源としての利用を行い、アスファルト材、コンクリート二次製品、路盤材等として有効利用する。溶融により生じる溶融メタルや、溶融処理の事前選別で回収される鉄類は、金属資源として再生利用する。	溶融スラグは路盤材として有効利用しており、溶融メタルは金属資源として再利用しています。
			溶融飛灰の資源化	低減	溶融飛灰は、山元還元等による再生利用を行う。	溶融飛灰は、山元還元による再生利用を行っています。
			焼却飛灰の適正処分	低減	埋立処分する場合は、焼却飛灰からの重金属の溶出を防止するために混練機で薬剤及び水を均一に混合し薬剤処理する。また、定期的にダイオキシン類及び重金属類の測定を行う。	飛灰は、重金属の溶出を防止するために混練機で薬剤及び水を均一に混合して薬剤処理し、埋立処分を行っています。飛灰固化物は、定期的にダイオキシン類及び重金属類の測定を行っています。
			ごみの発生抑制	低減	施設の運営や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生抑制(用紙の両面使用、缶・びん等の分別による資源としての再生利用等)に努めるとともに、適正に処理・処分する。	施設の運営や管理事務に伴い発生する廃棄物は、用紙の両面使用、缶・びん等の分別による資源としての再生利用等により極力発生抑制に努め、適正に処理・処分を行っています。
15. 温室効果ガス等	(1) 焼却施設の稼働等による影響	対象事業実施区域	熱回収による高効率発電	最小化	廃棄物の焼却処理に伴い排出される熱を回収し、発電に利用することで、外部から供給される電気使用量を削減する。	廃棄物の焼却処理に伴い排出される熱を高効率でボイラーに回収し、蒸気タービンで発電し場内利用することで、外部から供給される電気使用量を大幅に削減しています。
			低公害車の積極的導入の要請	低減	廃棄物収集車両について、天然ガス車等の低公害車の導入を促し、環境負荷の低減に努める。	廃棄物収集車両について、市町村等を通して低公害型の収集車両の導入を促進し、環境負荷の低減に努めています。
			暖機運転(アイドリング)の低減の要請	低減	廃棄物収集車両について、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、要請を行う。	収集業者に対し、アイドリングストップを徹底するよう市町村等を通して要請しています。また、長期連休明けで朝の受入時間前に待機している廃棄物収集車両に対して、アイドリングストップを指導しています。
			燃焼温度等の適正管理	低減	ごみ質や燃焼温度の管理等を適正に行い、助燃材の消費を低減する。	ごみビット内をクレーンで十分に攪拌してごみ質の均質化を図ることにより、ごみ質や燃焼温度の管理等を適正に行い、助燃材の消費の低減に努めています。
			職員に対する温暖化対策意識の啓発	低減	職員に対する温暖化対策意識の啓発活動をおこない、省エネ、節約を心がけることでエネルギー使用量を削減する。	職員に対して温暖化対策の研修等を定期的におこない、省エネ、節約を心がけることでエネルギー使用量の削減に努めています。
16. 日照障害	(1) 建築物・工作物等の存在による影響	対象事業実施区域	建築物の最小化	最小化	建築物による日照障害の影響が緩和されるよう、建築物の形状の最小化を図る。	敷地周囲への日照障害の影響が緩和されるよう日影計算を行い、建築物の形状の最小化する検討をしました。

【環境保全措置の種類】

回避: 全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化: 実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正: 影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。

低減: 継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償: 代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。



表4-4 長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見及び実施状況

対象	知事の意見 (存在・供用に関連する部分について、原文)	長野広域連合の見解 (存在・供用に関連する部分について、原文)	作業位置	環境保全措置	環境保全措置		
					種類	実施内容	実施状況
1 全般	施設整備や管理運営について、安全性の確保や環境の保全に最大限配慮するとともに、稼働状況等の情報を分かりやすく積極的に公表し、地域住民の安全・安心の確保に努めること。	施設整備や管理運営に際しては、安全性を確保するとともに、環境の保全に最大限配慮した施設とします。また、施設の稼働状況等の情報をわかりやすく積極的に公表します。	対象事業実施区域	ホームページでの情報公開、情報発信	—	ホームページでの情報公開、情報発信を行う。	ちくま環境エネルギーセンターのホームページに公害監視情報や運転管理情報、維持管理データを掲載しています。 また、来場者ゲート前に運転状況表示モニターを設置し、排ガス濃度等の運転管理情報を公開しています。
2 植物	帰化植物等が多く確認されている調査結果を踏まえ、土地の改変に伴う外来種の逸出による周辺の希少種への影響を回避・低減するため、適切な環境保全措置を講ずること。	土地の改変に伴う外来種の逸出による周辺の希少種への影響を回避・低減するため、環境保全措置として外来種の除去を実施します。	対象事業実施区域	現存植生等を考慮した植栽及び緑化	修正	緑化に際しては基本的に対象地域の在来種(個体群)を選定し、周辺植生の構成等による植栽及び緑化を行う。	植栽及び緑化に用いた樹木は、地域の在来種を意識してオオヤマザクラ、エゴノキ、ヤマボウシ、ハウチワカエデ、ヤマアジサイ、ヤマブキ等を選定しました。 また、構内の緑地等に発生する外来植物については、植栽計画に則り除去に努めています。

【環境保全措置の種類】  
 回避:全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。  
 最小化:実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。  
 修正:影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。  
 低減:継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。  
 代償:代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。